

日出町協働指針策定委員会条例

平成24年3月26日

条例第2号

(設置)

第1条 住民、地域コミュニティ団体、社会貢献活動団体（特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の社会貢献活動を行う団体をいう。以下同じ。）及び企業と行政がお互いの立場や特性を正しく理解しながら連携し、ふれあいと活力のある協働のまちづくりの実現を目的として、本町における協働のあり方及び取組方針等を定める日出町協働指針（以下「協働指針」という。）を策定するため、日出町協働指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、協働指針の策定に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域コミュニティ団体の代表者
- (3) 社会貢献活動団体の代表者
- (4) 町内企業の代表者
- (5) 公募による住民
- (6) 町の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱又は任命の日から協働指針を公表する日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定

める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策推進課において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。ただし、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 3 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表行財政改革推進委員会委員の項の次に次のように加える。

協働指針策定委員会委員	日	4,000円
-------------	---	--------